

情報倫理学の視点から見た初年次教育の諸課題 海洋政策文化学科における「情報リテラシー」の講 義を事例として

| | |
|-----|---|
| 著者 | 萩原 優騎 |
| 雑誌名 | 東京海洋大学研究報告 |
| 巻 | 16 |
| ページ | 4-18 |
| 発行年 | 2020-02-28 |
| URL | http://id.nii.ac.jp/1342/00001834/ |

[論文]

情報倫理学の視点から見た初年次教育の諸課題 —海洋政策文化学科における「情報リテラシー」の講義を事例として—

萩原 優騎*

(Accepted November 18, 2019)

Problems of the First-Year Curriculum from the View of Information Ethics: A Lecture of “Information Literacy” in the Undergraduate Course of Marine Policy and Culture as a Case Study

Yuki HAGIWARA*

Abstract: Information ethics is regarded as a discipline of “applied ethics” which mainly focuses on problems caused by science and technology in the contemporary society. What is called “information ethics” is taught as a part of the first-year curriculum at many universities, but to what degree can it be effective? A purpose of this paper is to discuss how the first-year curriculum should be from the view of information ethics, by questioning the self-evidence of conventional information ethics education. For example, teaching the importance of personal information and privacy may be appropriate. However, giving the students an opportunity to think critically why they are important can be more effective. To put it into practice, it is necessary to discuss the concept “individual,” which is a basis of theories on personal information and privacy. This also can be a chance students learn experientially questioning critically conventional self-evidence in research activities is important.

Key words: information ethics, netiquette, harm principle, personal information, privacy, universality

第一章 はじめに

東京海洋大学海洋生命科学部の総合科目（共通導入科目）の一つに、「情報リテラシー」がある。この科目は、各学科の1年次の必修科目として位置づけられている。筆者は2019年度より、海洋政策文化学科の1年次の学生を対象としたクラスを分担している。大学での研究活動において必要となる各種の情報の利用に関する知識や技術を、本科目の履修を通じて習得することが受講者には期待されている。ここで言う「知識」には、研究活動の一環として行う情報処理や計算に関わる事柄や、それらの作業のためのソフトの機能や使用方法についての理解が、当然のことながら含まれる。それらに加えて、情報をどのように収集し、理解し、扱うかといったことについての素養も不可欠である。そうした観点から、海洋政策文化学科に限らず他学科においても、インターネットやEメールの利用において心がけるべきこと、プレゼンテーション資料やレポートの作成方法及びその注意点などが、本科目での教育内容の一部となっている。

2019年度より筆者が本科目を分担するに当たって、主に二つの点で新たな試みを行った。一つは、プレゼンテーション資料やレポートの準備・作成の方法及び注意点についての講義に、従来よりも多くの時間を費やしたことである。これらの知識は、1年次の学生たちが早期の段階で理解し身につけておくことが期待されるものであるということが、その理由である。もう一つは、「情報倫理学 (information ethics)」を主題とした回を新たに設けたことである。情報倫理に関わる事柄は、インターネットやEメールの利用、プレゼンテーション資料やレポートの準備・作成の方法及び注意点についての講義の中で、従来も繰り返し言及されてきた。また、情報検索の方法に関する本学附属図書館の担当者による講義、知的財産権等に関する本学産学・地域連携推進機構の担当者による講義の中でも、情報倫理の諸問題が扱われてきた。これらに加えて、情報倫理学の主要な論点を紹介しつつ、その諸前提を批判的に再検討する講義を行うことで、情報倫理教育の一層の拡充を図った。

倫理学は筆者の専門領域の一つであるが、情報倫理学に関しては従来の自身の研究の主題にはなり得ていなか

* Department of Marine Policy and Culture, Tokyo University of Marine Science and Technology (TUMSAT), 4-5-7, Konan, Minato-ku, Tokyo, 108-8477, Japan (東京海洋大学学術研究院海洋政策文化学部門)

った。そのため、情報倫理教育の重要性や意義は認識する一方で、そうした教育が現状においてどこまで実効的になり得ているのかということについて、自身としての明確な答えを有していなかった。そこで、「情報リテラシー」を分担することになったこの機会に、情報倫理学に関する研究を深めたいと考えた。そして、その研究を通じて、情報倫理教育の在り方を再考するための手がかりを得られるならば、それに基づく講義を行うことにより、本科目における情報倫理教育のさらなる充実にも寄与できるはずであるという着想に至った。以上の問題意識を背景として展開した研究の成果を中心として、情報倫理学の視点から見た初年次教育の諸課題を示すことが、本稿の主な目的である。あわせて、そうした課題にどのように取り組むことができるのかという問いに対する、一つの解答を提示することを試みる。

はじめに、本稿の考察の前提として、情報倫理学とはどのような研究領域であるのかということ概要を概説する。この研究領域の誕生の歴史的経緯や、その過程で育まれた問題意識はどのようなものであったのかということを取り上げる。次に、現代社会において情報倫理学とは何か、あるいは、どうあるべきなのかということに関する、先行研究での議論を扱う。それらの多くは、様々な大学で「情報倫理」の名を冠して展開されている教育やその教材に対する、批判的な観点を含むものである。こうした批判的な観点に基づいて、筆者が担当する情報倫理学の講義にて扱う主要な論点を考察する。「個人情報 (personal information)」や「プライバシー (privacy)」といった、受講者に身近と思われる題材を選び、それらが重要であるとされる理由を、近代以降の社会における「個人」の位置づけの検討を通じて探る。続いて、こうした作業にはどのような意義があるのかということ、倫理と法律の関係、情報倫理学の在り方についての問いに着目して考察する。以上の論述から見えてくるのは、現代社会における情報倫理学の課題と、それへの取り組みの方向性及び可能性である。そのことが初年次教育の実践との関連でどのような意味を持ち得るのかということに言及して、本稿を閉じる。

第二章 考察の前提

1. 情報倫理学とその背景

「情報倫理学」は、「応用倫理学 (applied ethics)」の一領域であると見なされていることが多い。情報倫理学以外にも、「生命倫理学 (bioethics)」、「環境倫理学 (environmental ethics)」、「企業倫理学 (business ethics)」などが、応用倫理学の主要な研究領域として位置づけられている。応用倫理学は、現代社会における諸問題を主たる考察の対象とする。それらの問題の多くは、科学技

術の発達に伴って生じたものである。倫理学は長い歴史を有する研究領域であるが、過去の偉大な思想家とされる人々による考察においては、現代社会が直面している科学技術の発達の結果として現れた諸問題は、当然のことながら検討の対象となっていない。もちろん、古典的な議論を通じて積み重ねられてきた考察は、現代社会の諸問題を検討するための土台となり得る。それどころか、それらを参照することなしには深い考察を展開することは困難である場合も多い。そのような場合、そこで展開される議論はどのような原理を適用しているのかということも含めて問われなければならない¹⁾。

ただし、このような研究を「応用倫理学」と形容することについては、様々な研究者から異論が提起されてきた。情報倫理学が対象とする主要な問題の多くは、科学技術の高度化や大規模化が進んだ現代社会に特有なものであることは確かだろう。しかし、そうした問題を扱う研究を「応用倫理学」と称するならば、それとは別に「基礎倫理学」と呼ぶべきものが存在していて、その成果を現実の問題に適用するのが応用倫理学であるという誤解が生じるかもしれない²⁾。それが誤解であるということの理由として、いくつかの点が挙げられている。第一に、倫理学が研究対象とする価値は時代、社会、状況によって異なり得ること、すなわち、全ての時代、社会、状況において妥当する倫理は存在しないということである³⁾。それゆえ、確立された「基礎」が必ずしも存在するとは限らない。第二に、後世に大きな影響を与えてきた古典的な議論における問題意識は、現代の「応用倫理学」と称される研究の問題意識とそれほど異ならないのではないかという指摘である。過去の時代においても倫理学者は、その時代が提起している倫理的問題を明確に分節化し、それらへの解答を与えようとしてきたのであって、時代や場所の違いに関係なく全てに当てはまる問題に答えようとしていたわけではなかった⁴⁾。以上のような理由から、倫理学の研究において「基礎」と「応用」の区別を前提とすることは適切ではないとされる。

このような指摘をここで取り上げたのは、「応用倫理学」という名称の是非を問いたいからではない。もちろん、応用倫理学とは何かということや、その名称の妥当性を問うことは、倫理学という学問の営みの意義や課題を考える上で避けて通ることはできないはずである。しかし、それらの問いは本稿の主題ではない。「応用倫理学」と一般に形容されている営みにどのような名称を与えるにせよ、その対象とされる事柄に取り組むことは、自分たちの生きる社会において直面する諸問題に対して、倫理学の研究を真剣に行うということではあり得ない⁵⁾。そして、情報倫理学の成立に至る歴史を振り返るならば、その展開の過程に、そうした問題意識を読みとることができるのではないかと考える。そこで、その歴史的経緯の概要を記すことから始めたい。

科学技術の発達に伴う情報の諸問題を扱った倫理的な研究は、当初は「コンピュータ倫理学 (computer ethics)」と呼ばれていた。コンピュータ倫理学の議論の基礎を築いた研究として言及されることが多いのは、ジェームス・H・ムーア (James H. Moor) による 1985 年の論文である。コンピュータが他の技術とどのように異なるのか、そしてこの差異が倫理的な問題においてどのような重要性を持つのかという点を論じることが、この論文の目的であった⁶⁾。論文の冒頭に、コンピュータ倫理学の定義がある。ムーアによると、コンピュータ倫理学とは、コンピュータ技術の社会的影響の本質、そして当該技術の倫理的な使用のための指針の定式化と正当化についての分析である⁷⁾。このような定義は、それが書かれた時代背景も考慮に入れて理解されなければならない。すなわち、1970 年代までのコンピュータは一般の人々に身近なものではなく、ごくわずかな数の巨大な機械であったこと、それを活用するのは専門家の役割であったこと、そうした事実が 1980 年代までのコンピュータ倫理を規定していたと考えられる⁸⁾。

以上のような状況下で、コンピュータ倫理学には固有の課題があるとムーアは考えた。適切な指針を生み出すためには倫理学の学説を機械的に適用しさえすればよいという立場をムーアは否定し、その理由として概念上の空白を挙げる⁹⁾。つまり、既成の概念や理論を「基礎」として、それを「応用」すれば問題は解決するという発想が、明確に否定されている。ムーアによると、ここにおいて必要とされるのは、行動指針を定式化するための首尾一貫した概念的な枠組みを提供する分析である¹⁰⁾。この点に、当時の社会が直面していた状況下での、コンピュータ倫理学の果たすべき役割があると考えられた。一方でムーアは、コンピュータ倫理学を展開する上で、従来の倫理学も重要であることを強調する。なぜなら、倫理学の学説は、何が倫理的に妥当であるかということを決めるための範疇や手続きを提供するものであり、それらを考慮に入れることは、指針の比較や正当化において不可欠だからである¹¹⁾。ただし、従来の倫理学に目を向けることが必要であるということは、既成のものを単に応用するということと同じではない。コンピュータ倫理学とは、既定のルールでもなければ倫理原則の機械的な適用でもないものであり、コンピュータ技術の本質やそれに対する私たちの価値観について改めて考察することが求められているという¹²⁾。

これらの議論から、ムーアの問題意識を読みとることができるだろう。応用倫理学としてのコンピュータ倫理学の営みにおいては、あらかじめ定まった正解が存在するのではなく、直面する状況での倫理的な課題と向き合い、その探究を通じて問いが深められていくと、ムーアは考えていた。しかし、直面する状況とそれに関わる問いが不可分であるとすれば、状況が変われば問いの性

質も変わり得る。やがて、コンピュータは小型化して社会の隅々に浸透し、インターネットや携帯端末も普及した。そうすると、コンピュータは必ずしも専門家だけのものではなくなる。それは、情報通信技術が人々のライフスタイルを規定するようになったということであり、そこでは専門家ではない人々にとっての倫理も問題になる¹³⁾。また、コンピュータだけでなく、ソフトウェアやコンテンツの利用に関わるものなど、問題の性質も多様化した。それゆえ、専門家のコンピュータ利用を主たる検討の対象とした議論だけでは不十分になった。こうして、コンピュータ倫理学を背景としつつ、より包括的な考察を展開する「情報倫理学」が登場した。

2. 情報倫理学の定義

次に、以上のような経緯で成立した「情報倫理学」という領域をどのように定義すべきなのかということを扱う。現在では多くの大学で「情報倫理教育」と呼ばれるものが行われているが、「そもそも情報倫理とは何かという根本的な点に関して安定的な定義がないまま、もしくは倫理学者たちが定義を鍛え上げている最中に、重要性だけが独り歩きして教育の現場に持ち込まれた感がある」という指摘がなされている¹⁴⁾。情報倫理教育の重要性が叫ばれる一方で、そうした教育の基盤となるべき情報倫理学の定義は、教育の現場において必ずしも共有されてこなかったように思われる。「定義すら安定していないのに、何を講義するか、どう講義するか、誰が講義するかなど、講義設計の基本構成要素など定まりようがない。したがって、まったく手探りの教育内容で情報倫理教育がはじめられ、互いに他大学の実施例を見習いながら軌道修正を続けた結果、情報倫理教育がいくつかの典型的な形に収束し、安定してしまっただけというのが実情である。実は、このことが情報倫理という概念の理解を一層、困難なものにしてしまったように思われる。なぜなら、現に実施されている典型的な教育の内容から逆に推定して情報倫理なるものの姿が直観的に認識されるという、倒立した現象が起きていると見受けられるからである」¹⁵⁾。

ただし、情報倫理教育の教材として使われることを想定した入門書において、情報倫理学の定義やその意義についての言及がなされていないというわけではない。例えば、ある入門書には以下のような定義が書かれている。情報倫理とは、「インターネット社会 (あるいは、情報社会) において、生活者がネットワークを利用して、互いに快適な生活をおくるための規範や規律」であり、それを学ぶことの意義は「インターネットの『光』の部分と、現実に行っている『影』の部分を十分理解し、被害者にならないようにすること、さらに他者への配慮を行い、加害者にならないようにすることである」という¹⁶⁾。社会人になる前に学生が学んでおくべきこととして、現代社会における情報

に関わる主要な課題や論点を概説した教科書には、次のように書かれている。情報倫理とは、「情報社会において情報を取扱う場合の、人のふみ行ふべき道」であり、「従来の倫理では即応できない」という理由で必要とされているという¹⁷⁾。このように、学生を主な対象とした教科書等では、情報倫理学についての踏み込んだ議論は一般的になされていないが、情報倫理が現代社会において重要であるということが強調されているという点は共通している。

他方で、情報倫理学を主題として倫理学者によって執筆された論考においては、情報倫理教育の教材に対する批判的な見解が多く見受けられる。一例として、水谷雅彦によると、そうした入門書は「そのほとんどは『情報化社会で被害者にも加害者にもならないために』という標語に象徴されるような『コンピュータ使用における「べからず集』」とも呼べるものである。そこには、すでに存在しているものとしての『情報化社会』を上手に泳ぐための手引きはあっても、それを将来にわたってどのようなものとしてデザインしていくべきかという問題意識は希薄である」という¹⁸⁾。情報倫理学が「手引き」にとどまるものであってはならないというのが、水谷の主張である。「倫理学の教育というものが『やってはいけないこと』を教えるのではなく『やってはいけないこととはどういうことなのかを考えること』を教えるものであると信じる」と水谷は述べ、「既存の問題に対応しただけの『べからず集』に頼るマニュアル依存的態度では、想像もつかなかった新しい問題が今後数多く出てくるに違いない『情報化時代』を本当の意味で生きぬくことは不可能であるとさえいえるだろう」と記している¹⁹⁾。水谷の主張をめぐって、本稿の問題関心との関連で考えなければならないのは、初年次教育という「導入部分」で、どこまで踏み込んだ教育を行うべきなのか、限られた時間でどこまで教えることができるのかといったことであろう。

上記のように批判を展開した水谷にとって、情報倫理学とはどのようなものなのだろうか。情報倫理学の核心にあるのは、その「批判的機能」であるという。それは、「現在情報に関する『倫理』の名で通用しようとしている諸々の事柄に対して、その伝道者になるのではなく、あくまで距離をとりつつ、『情報』とは何かといったきわめて基本的な問いさえ射程に入れた考察を加えようという学問的態度」である²⁰⁾。後述するように、水谷の言う「批判的機能」は、本稿において検討する課題との関連においても、重要な意味を持つと考える。「そこには、既存の『倫理問題』の解決法を模索することにとどまらず、技術の中に埋め込まれた価値観を問題視することによって、隠れた新しい『倫理問題』を発見するといった作業が含まれるであろう」と水谷は論じる²¹⁾。

水谷が「批判的機能」と表現したものについて、越智貢は次のように述べている。「一般に、『情報倫理』は、電子ネットワークのトラブルに対処するための利用ガイドラ

インや倫理コードを指す用語として使用されることが多い」が、情報倫理学の研究において必要なのは「そうした情報倫理そのものに対する学的な反省の営みである」²²⁾。もちろん、トラブルを解決するための処方箋や、それに関わる教育が不要であるということではないという。「処方箋の提示も重要ではあろうが、もっとマクロな視点から情報倫理そのものを見つめなおす作業も、それに劣らず重要な仕事だ」という認識であり、その理由は、「目下の問題解決に心を奪われると、えてしてそれを取り巻く背景や条件が見えにくくなる」ということである²³⁾。さらに越智は、情報倫理学の議論は技術的な問いにとどまるものではないと論じる。「その問題は、われわれの『よき生』の問題にも直接つながってこざるをえない。少なくとも現状の情報倫理は、情報化がわれわれの生活を豊かにあるいは幸せにしてくれるかどうかについて何も語らないが、情報倫理学はこうした根本的な問題にも答えていく必要がある」²⁴⁾。「よき生」をめぐる、古代ギリシャ以来の倫理学の問いの探究が、情報倫理学においても展開されなければならないという主張である。

「よき生」の探究を議論の中心に据えて、情報倫理学の問いを深めることを試みた先行研究も存在する。そこにおいても、従来の傾向への批判が展開されている。「情報倫理の語られ方は小手先だけに終始している感が否めない。むしろ、情報倫理は、情報社会の根本的な問題に迫るものでなければならない」という²⁵⁾。ここに、「よき生」の探究という課題が現れる。「人間として、自分自身として、他者とともにどれだけ意味のある人生を送れるかどうか。言い換えれば、倫理とは、社会のなかで人間的な価値を実現するためのよりよき生き方を一人ひとりが探求する姿勢である。であるならば、情報倫理は、この情報社会という、過去の時代にはなかった特殊な社会において、私たちはどのようによりよき生き方を探求していけるのかという問いを根底に据えていかなければならない」²⁶⁾。このような方向性の議論には意義があると思われるが、本稿での考察の射程を大きく超え出るものである。また、「よき生」の探究という視点からの情報倫理教育を実践しようとするならば、一定の十分な期間を要するはずであり、本稿で扱う初年次教育の導入部分という限られた時間での講義において達成できる範囲を超えていると思われる。そうした理由から、「よき生」の探究を主題として、初年次教育の導入部分に当たる講義を展開することは難しいだろう。「よき生」の探究という問題意識を背景としつつ、どのような講義が初年次教育においても可能であり得るのかということ、以下において検討する。

第三章 情報倫理教育の在り方と実践例

1. ネチケットと情報倫理学

前章で見たように、現代社会では情報倫理学や情報倫理教育の重要性が様々な場面で説かれている。それゆえ、大学に入学する以前の段階で、このような話題に接したことがあるという学生は多いと思われる。実際、筆者が担当する「情報リテラシー」の講義で受講者に尋ねてみると、その大半が初等・中等教育で、情報倫理教育あるいはそれに類する教育を受けたことがあると答えた。もちろん、そうした教育の中でどの程度まで踏み込んだ議論が展開されてきたかということは、それぞれ異なるだろう。しかし、インターネットや E メールを利用する際のマナーをはじめとする、コンピュータを使用する場面で心がけておくべきことに関わる初歩的な教育を受けているという点では、共通している。つまり、初年次教育の受講者の大半は、情報倫理学に関連する話題に、何らかの形で接した経験があると考えてよいだろう。ただし、既に獲得した知識がどこまで正確であるのかということや、獲得済みの知識を日常生活の中でどの程度まで活用できているのかということは、やはり個人差があるはずである。このような実態を念頭に置いて、初年次教育における情報倫理学の講義の在り方を考える必要がある。

インターネットや Eメールの利用に関わるマナーは、「ネチケット (netiquette)」と表現されることが多い。情報倫理教育のための教科書では、ネチケットは「ネットワーク上でのマナー」と簡潔に定義されている²⁷⁾。一方、情報倫理学の研究者は、ネチケットと情報倫理学は本質的に異なるものであると考えていることが多い。例えば、「情報倫理学の課題は、現代社会の情報化や電子化が提起している倫理的問題を明確に分節化し、そこで提起された問題への解答のための枠組みを作り、それらの問題への解答を述べること」であるとして、「メールの使い方に関する助言は、その範囲内ではない」と土屋俊は論じている²⁸⁾。ただし、初年次教育としての情報倫理教育では、インターネットや Eメールの利用に関わるマナーにも言及することが期待されているだろう。それを「ネチケット」と呼ぶかどうかはともかく、受講者全員がそうしたマナーを十分に習得済みであるとは限らないゆえ、その再確認を行うことは必要であると考えられるからである。それゆえ、大学入学以前の段階で受講者たちが既に学んでいるかもしれないことの復習に相当するものを初年次教育の一部にて扱うことは、必ずしも無意味であるとは言えない。

ただし、そのような講義内容は、いわゆる「マナー指導」にとどまるものであってはならないだろう。情報倫理学の観点に基づく教育は、マナー指導とは性質が異なるからである。上に引用した土屋の主張も、マナーを教えること自

体の否定ではない。一般的に、マナーは理屈抜きにそれを守るように、家庭や学校で教えられることがあるのではないだろうか。例えば、マナーを守らないことは「みっともない」と注意指導がなされる場合、当該の行為が「マナー違反」とされる理由やその歴史的背景を、指導する側は必ずしも理解していないかもしれない。ネチケットの指導にもそのような傾向があるのではないかと、土屋は指摘する。ネチケット教育が、マナーが守られるべきとされる理由を問わない「生活指導」としてなされるとしたら、情報倫理学の観点からの教育はそれとは異なり、「合理的な思考によるコンピュータやインターネットの使用における価値判断力の育成を目的とする」という²⁹⁾。すなわち、学習の過程で受講者が自ら考え、問いを深めていくということが、ここでは重視されている。

筆者が担当する情報倫理学に関する講義の冒頭では、これから話す「情報倫理学」とは、理屈抜きに守るべきマナーではないということを、受講者に強調する。しかし、唐突にそのように説明されても、それが何を意味しているのか十分に理解できずに、受講者は戸惑うかもしれない。そこで、これまでに受講者が家庭や学校で教えられてきたと思われるマナーの例をいくつか挙げて、それらを守るべきとされる根拠や歴史的背景をどれだけ知っているかと問いかける。これに続いて、受講者たちが初等・中等教育において「～してはならない」、「～はマナー違反だ」と教えられてきたことについて、一方的に指示に従うのではなく、その根拠や歴史的背景等を含めて自ら問い直すことが、大学での研究活動において期待される態度であると説明する。このように説明することで、筆者が担当する講義は初等・中等教育で学んだ「ネチケット」の単なる復習ではないという認識を、受講者に促す。その上で、これまで受講者がネチケットとして学んだ事柄の前提を問うことへと話を進めていく³⁰⁾。

ネチケットの前提を問うために行う議論の主題は、「個人情報」である。これを主題に選んだのは、受講者の日常生活と密接に関係している事柄を扱うことで、自らの問題として捉えてほしいと考えるからである。大学入学以前の段階でネチケットを教えられる過程で、また、大学入学時のオリエンテーションでも、インターネットや Eメールの利用時には個人情報に十分に配慮する必要があるという話を繰り返し聞かされてきた受講者が多いようだ。しかし、個人情報への配慮がなぜ必要なのか、そもそも個人情報とは何かといったことを考えたことがあると答えた受講者は、皆無に等しかった。さらに、個人情報が大切だということであれば、その前提として、「個人」というものが大切だと考えられているのではないかと。そのように推測するならば、個人情報の問題を考察するに先立って、個人について考えなければならないということになるはずである。こうして、個人情報をめぐる情報倫理学の議論の前提として、個人に関する問いが現れる。

2. 危害原則

現代において「個人」というものが大切であると考えられていることには、どのような歴史的背景が存在するのだろうか。主にヨーロッパの近代以降の社会では、個人が尊重され、その権利が重視されてきた。この点についての学術的な説明の仕方は多様であり、それぞれの研究領域によって言及される理論や人物も異なる。情報倫理学の先行研究において論じられている人物の一人は、19世紀イギリスの思想家ジョン・スチュアート・ミル (John Stuart Mill) である。ミルは、「自己決定権 (right to self-determination)」が成立するために必要となる条件を示した「危害原則 (harm principle)」の理論的な基礎を築いた人物として挙げられることが多い。ミルが『自由論 (*On Liberty*)』で展開した議論を、倫理学者の加藤尚武は次のように要約している。判断能力のある成人の場合、自身の生命、身体、財産等に関して、たとえ本人にとって不利益な決定を下したとしても、結果として他人に危害を及ぼすことにならない限りは、その決定を認める³¹⁾。

現代において「危害原則」と呼ばれているものをミルが提唱した理由やその文脈とは、どのようなものだろうか。このことを考えるために、個人の自由が成立する条件についてミルが論じている箇所を引用してみたい。「文明社会の成員に対し、彼の意志に反して、正当に権力を行使しうる唯一の目的は、他人に対する危害の防止である」とミルは主張し、「人間の行為の中で、社会にしたがわなければならない部分は、他人に関係する部分だけである。自分自身にだけ関係する行為においては、彼の独立は、当然、絶対的である」と述べている³²⁾。ここで注意を要するのは、他人に対する危害は他人に関係する事柄の一つの側面として位置づけられているということである。つまり、両者は区別される必要があり、前者は後者の一部であると言える。他人に関係する事柄には、他人に対する危害には相当しないことも少なからず含まれるからである。ただし、どちらも社会に従わなければならないこと、すなわち、社会によって一定の統制が図られるべきことであるとミルは考える³³⁾。それに対して、自分自身にだけ関係する行為については、社会からの干渉がなされることは不当だというのがミルの主張である。自分自身にだけ関係する行為について自ら決定を下すこと、すなわち自己決定は、個人が有し、行使することのできる権利であるとされる。

しかし、以上の条件を満たしたからといって、自己決定権が即座に認められるわけではない。第一に、「この理論は、成熟した諸能力をもつ人間に対してだけ適用されるものである」とミルは論じる³⁴⁾。「成熟した諸能力」とは、先に引用した加藤の要約において「判断能力」と表現されていたものに相当する。自らが決定の対象とする事柄に関して、その内容を十分に理解したり、決定の結果として予想されるメリットやデメリットを比較検討したりといっ

た、理性的に物事を判断する能力である。第二に、「われわれは子供たちや、法が定める男女の成人年齢以下の若い人々を問題にしているのではない。まだ他人の保護を必要とする状態にある者たちは、外からの危害と同様、彼ら自身の行為からも保護されなければならない」³⁵⁾。すなわち、本人が成人に達しているという条件である。この条件に従う限り、未成年者は自己決定権を行使できないということになる。もちろん、判断能力と年齢は必ずしも対応関係にあるわけではないだろう。また、判断能力の有無をどのように測定し得るかという問題もある。しかし、ミルがこの条件を提示して以降、成人になったら事実上の判断能力の程度に関係なく自己決定権を認めるという前提で社会は運営されてきたのであり、判断能力の測定に関する基準は実質的には導入しないことが通例である³⁶⁾。

こうした条件をミルが掲げて、個人の権利が尊重される社会の実現を目指したのは、それが人間にとっての進歩をもたらすと考えたからであった。この考えの背景にあったのは、多数者と少数者間での意思決定の在り方への疑問と批判である。「民衆の意志とは、実際には、民衆の中でもっとも活動的な部分の意志、すなわち多数者あるいは自分たちを多数者として認めさせることに成功する人々の意志である。したがって、民衆がその成員の一部を圧迫しようとするところがありうる」³⁷⁾。「成員の一部」と表現されているのは、少数者のことである。少数者の考えや主張が聞き入れられなかったり、意思決定に反映されなかったりする社会状況は好ましくないと、ミルは考えた。それゆえ、少数者が不当に扱われたり抑圧されたりしないように、「支配的な世論や感情の専制に対して防衛することも必要である。つまり、社会が法的刑罰の手段を用いて、自己の考えや慣習を、それに同意しない人々に行為の規則として押しつけようとする傾向や、社会のやり方と調和しないいかなる個性の発達をも阻止し、できればその形成をも妨げ、すべての性格に社会自身を模範として自己を形成するように強いる傾向に対する防衛も必要である」³⁸⁾。

少数者とその権利を守ることの意義を、ミルは次のように論じている。「主権をもつ多数者が（その最良の時代にはつねにそうしたように）彼らよりすぐれた才能と教養をもつ一人または少数者の、忠告と導きにしたがった場合をのぞけば、民主制あるいは多数者貴族制による政府はいかなるものも、政治上の行為においてであれ、それが促進する意見、特性、精神的傾向においてであれ、凡庸以上になったことはないし、またなりえなかったのである。すべての賢明な、また高尚な事からの創始は、個人から生まれるものであり、また個人から生まれなければならない」³⁹⁾。換言すれば、優れた少数者の考えや主張が反映される社会においてこそ、特に精神面で人間の進歩が実現することである。少数者による「忠告と導き」と表現されているのは、そうした人々を手本とするということの意味する。すなわち、多数者の側に属する人々も優れた少数者を

見習って、自らをより高めていこうとするような社会の実現において、本当の意味での進歩が達成されるはずであるというのがミルの構想であった⁴⁰⁾。

その後の社会状況を見るならば、ミルの構想は必ずしも想定通りにはならなかったと言わざるを得ないだろう⁴¹⁾。しかし、この点を指摘することによって、ミルの主張を全面的に否定するとしたら、それははたして適切だろうか。ミルの掲げた理想の社会が実現したかどうかはともかく、たとえ「危害原則」という名称が用いられていないとしても、この原則によって示されたことは、以降の時代において社会の様々な場面で機能している。そうであるならば、現代において「個人」というものが大切であると考えられていること背景の一つの説明として、ミルの議論に触れておくことには意義があると考えられる。そうした理由から、筆者が担当する講義では個人情報に関わる情報倫理学の議論を扱うに先立って、上に挙げたミルの主張ならびに危害原則の概要を紹介する。それにより、個人情報の問題を考える前提として個人についての考察が必要であるということの理解を、受講者に促す。このようにして、与えられたルールを理屈抜きに守ることを命じる「ネチケット」と、そうしたルールの根拠をも問う「情報倫理学」との違いを、受講者は実感するはずである。ルールの根拠にまで遡ってその自明性を問い直そうとすることは、先の引用にて「情報倫理そのものに対する学的な反省の営み」と表現されていた、情報倫理学の「批判的機能」に関わる実践にほかならない。

3. プライバシーの問題

ミルの議論を紹介した後に、個人情報に関わる論点を扱う。その冒頭では、「個人情報」と呼ばれているものも多様であり得ると述べて、受講者に注意を促す。例えば、ある個人に関わる各種の情報という、ごく一般的な意味で「個人情報」という言葉が日常的に使われている。他方で、日本の「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」における「個人情報」の定義は大きく異なる⁴²⁾。第2条に、個人情報保護法が対象とする「個人情報」の定義がある。それによると、この法律において扱われる「個人データ」とは、「個人情報データベース等を構成する個人情報」である。具体的には、「個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データ」である。そして、「個人情報データベース等」とは、「個人情報を含む情報の集合物」であり、「特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」などである。以上をまとめると、この法律が対象としているのは、データベース化された状態で組織が管理している、個人に関する情報である。実際、現代社会では、組織がデータベースとして膨大な量の個人情報を

保有しているものであり、その管理の在り方が問われている。その意味で、個人情報に関わる問題は、個人と個人の関係だけでなく、個人と組織、あるいは個人と社会との関係の問題でもあると言える。

以上を確認した上で、「プライバシー」の問題を取り上げる。個人情報との関連でプライバシーに言及するのは、言葉の正確な定義はともかく、人々が日常的に両者を結びつけて考えることが多いからである。データベース化された個人情報とプライバシーとの関連について論じた土屋俊による以下の指摘では、危害原則が参照されていると思われる。土屋によると、選挙を例に挙げるならば、近代社会の個人と社会の関係については、主に二つの点が前提とされてきたという。第一に「自分の判断根拠は自分が持っていればよい。それは、誰からも指図を受けない、自分だけの領域である。たとえば、投票や価値的選好の表明などは、他人に知られないまま、社会の構成員としての権利を行使できる」、第二に「自分の欲望、欲求、好みなどを人が知ることは許されず、無記名投票の結果のみに基づいて、社会は意思を決定すればよい」⁴³⁾。これらは、ミルが危害原則において示していたことの一部である。「近代の人間は、自分の内面的精神生活について責任を持って管理して、それについて他人にとやかく言われまいということが原則だったのである」⁴⁴⁾。ところが、ネットワーク化、データベース化が進むと、個人に関する各種の情報を取り巻く状況は大きく変化する。

現代社会では、個人情報が適切に保護されるべきだということが社会の様々な場面で主張される。「個人情報」という言葉の日常的な使われ方においては、そうした情報を他人に不当に利用されない権利が個人に認められるべきであると、一般的に考えられているのではないだろうか。ただし、ここで言う「他人」とは誰なのかということは、それぞれの場合によって異なり得る。つまり、「プライバシー」というものの本質を、たんなる公私の二分法に基づくと考えることや、絶対的に秘奥的な人格を中心とし、一切の秘密なき完全な公開を外周とする同心円的な諸領域における段階的なものであるとすることには無理がある」⁴⁵⁾。なぜなら、ある事柄を誰に対して打ち明け、誰に対して秘密にすべきかという判断は、どのような状況で、どのような場面で、どのような文脈でなされるかといったこと次第で、様々であり得るからである。水谷雅彦は、これを「プライバシーの文脈主義的側面」と表現している。また、実際に発生した「不当な」干渉への自覚的な反発という「顕在化した侵害」だけでなく、実際に侵害されているかどうかにかかわらず、「見られているかもしれない」ということが問題視される「潜在的な侵害」と呼ぶべきものも、プライバシーをめぐる問題には含まれる⁴⁶⁾。

このように曖昧さを多分に含む「プライバシー」という概念は、学術的にはどのように位置づけられてきたのだろうか。プライバシーという概念の成立の歴史的経緯を論じ

た先行研究で言及されることが多い、1890年に著された論文での古典的な定義がある。それによると、「生存権 (right to life)」の定義は拡張されてきたのであり、今や「放っておいてもらう権利 (right to be let alone)」をも含むという⁴⁷⁾。ただし、「放っておいてもらう権利」としてのプライバシーだけで十分と言えるだろうか。この点について水谷は、法学者のルース・ゲイヴィソン (Ruth Gavison) による指摘と対比して検討している。ゲイヴィソンによると、プライバシーの喪失が法的保護という側面の考慮において特徴づけられるはずはないと断定することは危険であるという⁴⁸⁾。つまり、プライバシーには法的に保護されるという側面も存在するとの主張である。これは、プライバシーを守るための仕組みが社会に備わっている必要があると表現してもよいだろう。その意味では、「プライバシー」という言葉が使われる時に想定される個人は、周りの人々や社会とは一切関係ない孤立した存在であるとは限らない。反対に、社会によって保護されることによって、プライバシーが確保される場合もあると言える。

では、どのような場合にプライバシーは侵害されたと見なされるのか。法学者のウィリアム・L・プロッサー (William L. Prosser) は、プライバシーの侵害に関する四つの論点を提起したことで知られる。すなわち、(1) ある人物の私的領域への侵入、(2) ある人物の恥ずかしい私的な事柄を公に開示すること、(3) 誤解を招く形である人物を公衆の目に晒すこと、(4) ある人物の名称や肖像を他人の利益のために無断で利用することである⁴⁹⁾。プロッサーは、これらの相互関係にも注目して、次のように指摘している⁵⁰⁾。(1)と(2)は私的な事柄への侵入という点で共通しているが、(3)と(4)はそれに該当しない。(2)と(3)は公に晒すことによるが、(1)と(4)はそうではない。(3)は虚偽を要するが、他はそれに該当しない。(4)は他人の利益のための利用を伴うが、他はそれに該当しない。このように四つの論点を比較すると、様々な共通性や差異が存在することが分かる。一方、四つの論点に基づいてプライバシーの侵害を定義したことで、新たな論争を招くことにもつながった。すなわち、「プライバシー侵害を他の権利侵害に還元してしまうことによって、プライバシーを独立した明晰判明な概念とすることを妨げたのではないかという批判」が提起された⁵¹⁾。

いずれにせよ、「プライバシー」という概念は多義的であり、プライバシーをめぐる諸問題を一つの定義によって包括的に論じることは難しいだろう。さらに、コンピュータの発達と普及が進んだ現代社会においては、「放っておいてもらう権利」などの、プライバシーに関する従来の定義には必ずしも合致しない論点も存在する。その一つが、「自己情報コントロール権 (right to the protection of personal data)」である。自己情報コントロール権は、法学者のアラン・ウェスティン (Alan Westin) によって定義された。それは、個人、集団、組織が、いつ、どのように、

どの程度まで、自分たちに関する情報を他者に伝達するかということから自ら決定することを要求するものである⁵²⁾。こうして、個人情報の問題とプライバシーの問題が、より密接な関係に位置づけられることになる。そのような状況が生じた背景としては、保存可能なデータ量の圧倒的な増大、データ処理速度の増大、情報の転送や共有が容易になったこと、情報の流出可能性の増大などが指摘されている⁵³⁾。ただし、どの範囲までが自身でコントロールできる個人情報なのかということは、個々の事例によって異なるだろう。さらに、自身でコントロール可能な範囲について、当人が必ずしも確実に認識できるとは限らない。そして、個人情報のうち、どの範囲をプライバシーに関わるものとして認識するのかということにも、個人差がある。また、自らの主体的な意思に基づいて誰かに開示した情報が、当初の意図に反して利用されることもある⁵⁴⁾。

ここに挙げたのは、個人情報やプライバシーに関わる論点の一部に過ぎない。しかし、筆者が担当する講義の限られた時間内で全ての論点を網羅することは不可能であり、受講者の日常生活との関係が深いと思われる点や、今後の学生生活を送る中で考慮すべき点を中心に、講義では取り上げることにした⁵⁵⁾。「ネチケット」として個人情報やプライバシーに配慮することの重要性を説くだけでは、その実効性は疑わしい。なぜこれらの論点が重要なのかということを受講者が自ら考えたり、その背景にある思想や歴史を学んだりすることによって初めて、先に引用した箇所では水谷が述べていた『『やっちはいけないこと』を教えるのではなく『やっちはいけないこととはどういうことなのかを考えること』を教える』という営みが可能になるのではないだろうか。その意味で、初年次教育の導入部分においても、講義内容がいわゆる「マナー指導」にとどまるものであってはならないと言えよう。

第四章 情報倫理学の役割

1. 倫理と法律

前章までに示した講義内容を通じて、受講者が情報倫理学の諸問題を自らに関わる事柄として認識すると共に、自らの思考の自明性を反省的に問い直す営みの意義を理解することが期待される。そうした営みが、「マナー指導」にとどまらない情報倫理教育の在り方であると論じてきたが、そのような実践がなぜ必要なのかということも、次に論じる。この点については様々な説明の仕方があると思われるが、多くの倫理学者の議論に共通に見られる、倫理と法律の関係をめぐる問いに注目して考察することを試みたい。この問いに注目する理由は、倫理と法律の関係は、たとえ不正確であったり曖昧であったりするとしても、初年次教育の一環としての情報倫理教育において何らかの形で言及されることが多いと思われる論点だからである。

そうした論点を検討することによって、マナー指導にとどまらない情報倫理教育の在り方を問うことの重要性が、より明確になるはずである。

情報倫理教育の教材では、情報セキュリティの強化に関わる三つの側面が取り上げられている。すなわち、「技術」、「規制」、「倫理」である。「規制」とは、「法制度の整備や行政による基準設定など、公権力による」ものであるが、「こうした規制は、インターネットの匿名性、無痕跡性、ボーダレス性といった性質から、現実社会に対する規制ほど効果がないという見方もあり、結局は第三の途である個人の自覚・自律を高めるための情報倫理、ルールやモラル、ネチケットといった情報教育に大きな期待がかかって」いるという⁵⁶⁾。また、規制と倫理のいずれか一方だけでは不十分であるとされる。規制が過度になった場合、「本来保障されるべき自由や権利まで規制の範囲に入ってしまうおそれがあり、ネットワーク社会の健全な発展を阻害してしまう」ことになりかねないという⁵⁷⁾。一方、倫理のみに依拠することの問題としては、倫理の習得には時間を要するという理由が挙げられている。インターネットに習熟していない初心者が、世間では「非常識」と見なされているような行為に及び、非難されることがある。「そのように倫理がルール化し、それが絶対基準になることは、むしろ法規制とは異なるところに意義のある倫理規範の自滅行為である」という⁵⁸⁾。そのことから、以下のように結論する。技術、規制、倫理のいずれかのみには依拠するのではなく、「それらの知識をバランスよく身につけると同時に、実際の問題に対してはそれらの知識を用いて総合的な判断をすることが求められている」⁵⁹⁾。

上記の主張、特に倫理に関する記述には、不明瞭な点が多い。第一に、倫理のみに依拠することの問題と倫理が絶対基準になることの問題は、別個の論点である。倫理の習得には時間がかかるため、それのみに依拠することは妥当ではないという主張から議論は始まった。しかし、その後はインターネット初心者の扱いに関する話題に移り、倫理が絶対基準になることの問題を指摘して考察を終えている。倫理が絶対基準になることの問題を指摘することは、倫理のみに依拠することが妥当ではないという理由の説明になっていない。第二に、技術、規制、倫理を「バランスよく身につける」、「それらの知識を用いて総合的に判断する」ことが必要だという結論は、どこまで説得力を持ち得るだろうか。この教材の読者が知りたいのは、バランスのよさとは三つの要素を同等に身につけることなのか否か、どうすればバランスよく身につけることができるのか、総合的な判断とは具体的にどのようなことなのか、どうすれば総合的な判断を下せるのかといったことではないだろうか。第三に、「ネットワーク社会の健全な発展」という表現において想定されている、「健全さ」の中身や、そこで期待されている社会の発展の方向性が不明である⁶⁰⁾。また、この「健全さ」は、誰によって、どこで、どのよう

に定義され、実現が図られるのだろうか。

社会人になる前に学生が学んでおくべきことを概説した教科書にも、倫理と法律の関係についての記述がある。情報社会の進展のスピードとそれに対応するための法律の整備のスピードにはギャップがあり、情報社会を安全に快適に過ごすためには、ギャップを埋める情報倫理が重要であるという⁶¹⁾。法律が十分に整備されれば、情報倫理はもはや必要ではなくなるということだろうか。上に引用した箇所の直前の段落には、これまでの社会では法律の整備が進展するにつれて、倫理に委ねる部分は相対的に少なくなってきたと書かれている⁶²⁾。しかし、「倫理に委ねる部分が少なくなっている」ということを考察の前提としたとしても、そのことから「倫理は必要ではなくなる」という結論を直接に導くことはできない。それに加えて、社会人になるための準備という教材の趣旨から判断して、情報社会が抱える問題への技術的な対応についても、ここで言及しておくべきだったのではないだろうか。例えば、特定の場所では携帯端末による通話ができないようにすることで「マナー違反」とされる行為を防ぐといった対応は、「道徳の技術化」と表現されることもある。それは、「道徳を技術に内在化させることによって、あらかじめ道徳的問題の発生を防ぐという思想」であり、「技術に道徳の肩代わりをさせ、表面的には道徳が機能しているかのような状態を作り出すということである」⁶³⁾。法律の整備と並んで、このような対応も社会の様々な場面で進んでいるというのが実態である⁶⁴⁾。

そもそも、倫理と法律の関係が論じられる際に、「情報倫理」とは何かという定義が不明確であるとすれば、それも大きな問題だろう。「情報倫理」と称されるものの中身が必ずしも十分に検討されないまま普及した現状に対して、次のような批判も提起されている。「情報倫理教育に秩序回復という性急な実利が期待されたことが、法令やマナーなど本来的に倫理と独立なものが混入してしまった主な原因である」⁶⁵⁾。情報社会の進展のスピードと法律の整備のスピードとのギャップを埋める役割としての情報倫理という、先に引用したような見解は、「秩序回復」という「実利」を期待した一例だろう。この点については論者によって見解は分かれるとしても、倫理と法律の機能や役割を明確に区別するならば、両者の示すものは常に一致するとは限らない。すなわち、「倫理的な判断とは、法律の規制とは独立に、かつ、一定の原則に従って、社会的な影響をもつ判断を下すこと」であり、「法律がなんら定めることがなくても一定の原則に従った判断を下す必要があると同時に、そのような原則が場合によれば法律と抵触することもありうるということである」⁶⁶⁾。

このことは、初年次教育の導入部分での情報倫理教育の位置づけを考える上で、重要な論点である。一方的に「ネチケット」を教え込むことは、どこまで実効的であり得るか。ネチケットを学び、その内容を理解したとしても、「法

律に違反しなければ、マナーを守らなくてもよい」、「法律に違反していても、見つからなければよい」と考えるならば、ネチケットは守られないかもしれない⁶⁷⁾。「法律がなんら定めることがなくても一定の原則に従った判断を下す」ことが可能になるには、あるいは、法律によって定められていることの妥当性も含めて批判的な検討を行うことが可能になるには、情報倫理学の営みが法律やマナーから独立し、それらの視点から一定の距離をとることができなければならない。前章で紹介した筆者が担当する講義も、そのささやかな実践の一つである。「速効性の実利を期待せず、情報倫理の概念を骨格から見直し、現代の情報技術に向き合う足腰の強い倫理として離陸させなければならない」⁶⁸⁾。そのような営みとしての情報倫理学の課題と可能性を、以降において考察する。

2. 普遍性をめぐる問い

マナー指導にとどまらない情報倫理教育の実現が図られるべきであるということは、多くの倫理学者に共通する主張である。ただし、社会の中に情報倫理をどのように位置づけるべきなのか、そのために情報倫理学がどのように展開されるべきなのかといった論点については、論者によって見解が異なる。これらの論点は、初年次教育の導入部分という限られた時間での講義においても、無視できないものである。そこで、「情報倫理」として社会に流通するもの、あるいは流通することが期待されているものの性質について考察することから始めたい。個人情報やプライバシーについては、なぜそれらを大切に扱わなければならないのかと問うことも重要だが、それと並んで、どうすれば大切に扱うことができるのかという問いも不可欠である。後者の問いに関しては、これまでに作成されてきた様々なガイドラインを参照することが有益だろう。これらのガイドラインの特徴は、次のように整理できる。「人間性が問題にされているのではなく、行為が問題にされている」、「行為の結果のみが問われるのであり、行為の動機は問われない」、「行為の判断基準は、個人の側ではなく、知識や規則の側にある」、「システムの安全そしてユーザーの安全が目指すべき価値になる」⁶⁹⁾。

これらのガイドラインを機械的に学習するだけでは実効性が乏しいことは、先に論じた通りである。また、それぞれの項目を順守しようとするだけでは解決できない問題も存在し得る。例えば、情報技術者が自らの所属する企業の利益と業界団体が定める倫理綱領との間で、以下のような状況に置かれる可能性もある。「利益を追求する企業の内の労働者、あるいはみずから利益を追求し企業の存続を図る事業者として、企業の経営者、株主、あるいは自分が雇っている社員に対する責任を有する。あるタイミングでソフトウェアをリリースしなければ、他社に先行され、商業的に後れをとり、結果として会社の存続を危うくする

かもしれない」が、「倫理綱領は、技術者、専門家に対して、少しでもたとえばソフトウェアに欠陥のある場合には、それを社会に提供してはいけないということを指示している」とすれば、「ぎりぎりの開発最終段階までこのような二つの価値基準の間の相克を経験する」かもしれない⁷⁰⁾。このような場合、当人が抱える矛盾を解決してくれる、絶対的な基準は存在するだろうか。この点について、土屋俊は否定的である。一般論としての、すなわち「人間として」こうあるべきであると指し示すような倫理は存在しないという⁷¹⁾。時代、場所、状況等に関係なく、あらゆる場面に当てはまる倫理が存在するとすれば、それは「普遍性 (universality)」を有すると言える。そのような倫理は存在し得ないというのが、土屋の主張である。

情報倫理学の営みにおいて、普遍性の追求は全て否定されるべきなのだろうか。ここに、「相対主義 (relativism)」をめぐる問題が現れる。現代社会における「多元主義 (pluralism)」的な傾向に対して、次のような問題提起がなされている。「多様な価値観を理解しようと努めることと、それをそのまま肯定することは別である。多様な価値観を極限まで肯定しようとする、『どのような価値観も、同等に認められるべきだ』という価値相対主義的な立場に陥ってしまう」⁷²⁾。このような状況では、善悪の判断がつかないという事態になりかねない。それゆえ、価値相対主義の克服が目指されることになる⁷³⁾。しかし、価値の多元性を前提として考察することは、ただちに普遍性の否定をもたらすだろうか。重要なのは、普遍性をどのように定義し得るかということであろう。

ここで参照したいのは、鬼頭秀一が環境倫理学の領域において展開した、「普遍主義 (universalism)」についての考察である。従来の環境倫理学、特に欧米に由来する環境倫理学の主張は、一般論としての性格を有する傾向にあり、それぞれの地域の個別的な場面の検討には必ずしも適していないことを、鬼頭は指摘した。一般論としての環境倫理学の主張には、「環境への配慮の在り方の指針は普遍的なものでなければ、利害や文化を超越した合意形成はできない」という前提が存在するのであり、一律な政策をあらゆる場面に適用しようとする⁷⁴⁾。このような立場を、鬼頭は「普遍主義」と呼ぶ。この定義に基づくならば、先程引用した土屋の言う「普遍的」倫理、すなわち、「人間として」こうあるべきという一般論は、「普遍主義的」と形容することが、より正確であると言えよう。そして、ここで問われなければならないのは、一般論をあらゆる場面に適用することを前提とした「普遍主義」の断念は、普遍性そのものの否定を意味するのかということである。

普遍主義的な解決策を提示することが不可能であるとすれば、情報倫理学はどのような役割を担い得るのか。この点について、高橋久一郎は相対主義との関連で以下のように指摘している。「さまざまな倫理学の理論は、最終的な解答をそれとして示すというのではなく、一定の議論空

間のもとでの『答案』を示すことによって、最終的な解決への考慮すべき『素材』を提供するものとなる。そのようなものである限りでの倫理学は、ある一つの理論を確定的なものとして提出し、それが示す答えだけが正しいとして主張する必要はない。しかも、そのようなあり方をしていないからといって、倫理学が相対主義を受け入れるわけではない⁷⁵⁾。解答が暫定的なものであったり、解答が複数であり得たりすることは、解決策や合意形成の不在をもたらすとは限らない。この点において、こうした倫理学の在り方は相対主義とは異なると、高橋は考える。様々な理論からの検討を行った結果、「どの理論からも同じ答えが導かれるならば、その答えの確からしきは増すであろう。逆に、対立が厳しければ、われわれは単に特定の理論にコミットするのではなく、さらに考察することを求められる⁷⁶⁾。問題解決に向けて考慮すべき「素材」として提示されるものの「確からしさ」は、絶対的ではなく暫定的な「普遍性」を有していると言えるだろう⁷⁷⁾。

暫定的な普遍性を追求することに情報倫理学の営みの意義の一つがあるとすれば、そうした営みは社会においてどのような役割を果たし得るだろうか。それは、「提案された解答、あるいは採用されようとしている解答の『もっともらしさ』を検討すること」、「決定的な解答というのではないとしても、その時点での知識・情報を背景とした暫定的な解答を提出するという役割」、「提出された解答、あるいは提出されようとしている解答が『論議空間』を限定していることを意識化した上で、公的に開かれた空間において社会的意思決定に参加する際に考慮されるべき事柄を可能な限り明示化すること」である⁷⁸⁾。第一の点は、水谷雅彦が情報倫理学の「批判的機能」と表現していたことに重なるだろう。すなわち、世間に「情報倫理」として流通する事柄の自明性を問い直すということである。第二の点については、ガイドラインという形で結実すると高橋は論じる⁷⁹⁾。そのようなガイドラインは、唯一絶対の基準として機能するというよりは、より望ましいものへと改定され得る余地を常に残した暫定的な性格を有するであろう。第三の点は、社会において倫理学者の果たすべき役割であるとされる。それは、「議論を取りまとめ倫理的判断へと集約する」ということである⁸⁰⁾。もちろん、これら三つ以外の役割も考えられるはずであり、さらなる検討がなされるべきだろう。いずれにせよ、価値判断の多元性を議論の出発点に位置づけたとしても、それは普遍性を追求することの放棄を意味するわけではないと言える。

以上において、ネチケットとは一線を画する情報倫理学の営みとはどのようなものなのか、どうあるべきなのかということについて、一つの可能性を示すことができたと考える。筆者が担当する講義は、こうした情報倫理学の在り方を念頭に置いて組み立てられたものであり、講義自体がその実践でもある。なお、本稿の主題から外れるため触れることはできなかったが、筆者が担当する講義では情報倫

理だけでなく、情報をどのように収集して、どのように分析して、どのように活用して、どのように発信するのかといったことに関わる「情報リテラシー (information literacy)」にも言及している⁸¹⁾。初年次教育を通じて情報倫理を学ぶことは確かに重要であるが、それだけでは不十分であり、情報との関わり方についての教育も不可欠であることを付け加えておきたい。

第五章 おわりに

多くの大学の初年次教育において、「情報倫理」の名を冠したものが展開されているが、それはどこまで実効的であり得るのかという問いから、本稿は出発した。そして、実効的に機能し得る条件を考察すると共に、情報倫理学という研究領域及びその実践がどのようなものであるべきかということを検討した。それを通じて、情報倫理学の観点から見た場合に、初年次教育にはどのような課題があるのか、それを解決するためにはどのような教育が必要であるのかといった点を明らかにすることを試みた。筆者が担当する講義で扱う個人情報やプライバシーに関わる論点に示されているように、それらの問題を受講者が自身に関わる事柄として認識し、自らの思考の諸前提を批判的に問い直すという作業は、大学での研究活動の基礎として重要であると考えられる。大学での研究では、それまで自明であったことを一旦は相対化し、一つ一つ問い直す作業が必要になる。ある事柄が自明視されている状態では、それを反省的に捉える契機が生じにくい。そればかりか、自身が何を自明視しているのかということ自体が認識の対象になりがたい。しかし、当然のものとして受け入れてきた前提、日常においては意識されてこなかった事柄を問い直してみた結果、これまでは全く気がつかなかったような視点があることを発見したり、その発見によって、物事を別様に捉えることができるようになったりすることがある。このような自覚を常に持つておくこと、そして、その自覚に基づいて研究活動を展開することが重要だろう⁸²⁾。

しかし、そうした自覚は学生に自然に備わるとは限らない。自らそのような問題意識を持って積極的に取り組む学生も存在するが、誰もがそうであるというわけではない。したがって、初年次教育の導入部分において、反省的な視点に基づく批判的な検討の重要性を示し、それについて考える機会を受講者に提供する意義は大きいと言えよう。筆者が担当する講義では、情報倫理学の観点から、その機会の提供を試みている。情報倫理として示されるどのような指針も、あらゆる場面に適用可能なわけではなく、場合によっては別の指針との間で矛盾が生じることさえあるかもしれない。むしろ、普遍主義を前提とした万能な解決策を想定することを断念し、直面する困難の所在とその解決の方途を問うことにおいて、情報倫理学の「批判的機能」が発揮される。このような情報倫理学の機能を初年次教育

の導入部分で学ぶことは、大学での研究や日常生活において必要となる情報倫理の習得にとどまらず、今後の研究活動の在り方を自らの課題として受講者が問う契機にもなるはずである。こうした教育の実践は、「よき生」とまでは言えないとしても、受講者が「よき大学生活」を送るための礎を築くことの手助けになり得ると考える。

注

- 1) 加藤尚武『応用倫理学のすすめ』丸善ライブラリー、1994年、182頁。
- 2) 土屋俊「コンピュータ・エシックス? インターネット・エシックス?」、水谷雅彦/越智貢/土屋俊(編)『情報倫理の構築』新世社、2003年、4頁。
- 3) 同上。これに関わる論点を、本稿の後半で主題的に検討する。
- 4) 同上、5頁。
- 5) 同上。
- 6) Moor, James H. "What is Computer Ethics?" *Metaphilosophy*, 16 (4), 1985, p.266.
- 7) *Ibid.*
- 8) 土屋俊「コンピュータ・エシックス? インターネット・エシックス?」、12-13頁。このような専門家の倫理は、「職能倫理 (professional ethics)」と呼ばれる。それは、専門的な職種に従事する人々が従うべき倫理的規範であり、元来はそうした人々から成る職能集団が自律的に定めていたものであった(同上、14頁。)
- 9) Moor, James H. "What is Computer Ethics?" p.266.
- 10) *Ibid.*
- 11) *Ibid.*, p.267.
- 12) *Ibid.*, pp.267-268.
- 13) 土屋俊「コンピュータ・エシックス? インターネット・エシックス?」、24-25頁。
- 14) 静谷啓樹『情報倫理ケーススタディ』サイエンス社、2008年、i頁。
- 15) 同上。
- 16) 情報教育学研究会(IEC)情報倫理教育研究グループ(編)『インターネットの光と影 Ver.6——被害者・加害者にならないための情報倫理入門』北大路書房、2018年、iv頁。
- 17) 久保木孝明『情報社会と情報倫理——リスクマネジメント・コンプライアンス・システム監査』近代科学社、2011年、45頁。
- 18) 水谷雅彦『情報の倫理学』丸善、2003年、157頁。このような主張の背景として、ある会合にて、哲学者の村田純一から以下の問題提起がなされたことを、水谷は紹介している。情報倫理学が「情報技術の進展とその社会への展開という歴史的進行を自明なものとし、そうした技術が社会に普及していくときに生じるトラブルをできるだけ回避するための規則や規範を明らかにすることのみ中心的に関わっている」(同上、157-158頁。)
- 19) 同上、158頁。
- 20) 水谷雅彦「はしがき」、水谷雅彦/越智貢/土屋俊(編)『情報倫理の構築』新世社、2003年、ii頁。
- 21) 同上。水谷は別の機会に、次のようにも述べている。「情報技術の領域では、『より速く(早く)、より大量に、より正確に』ということが、あたかも絶対不可侵の理想であるかのようにみなされているために、情報倫理の問題は、その理想を実現するテクノロジーの発達のいわば外部に発生する問題であると思われがちである。このため、そうしたテクノロジーそのもののありかたが直接問題にされることはあまりないともいえるだろう。そこでは、たいていの場合、テクノロジーの『善用/悪用』論が語られているにすぎない」のであり、「テクノロジーそのものへの原理的な批判こそが求められていたといえよう」(水谷雅彦『情報の倫理学』、152-153頁。)
- 22) 越智貢「まえがき」、越智貢/土屋俊/水谷雅彦(編)『情報倫理学——電子ネットワーク社会のエチカ』ナカニシヤ出版、2000年、ii頁。
- 23) 同上。
- 24) 同上、iii頁。この点に関連して、先述したムーアの議論を越智は評価している。「ここには、テクノロジーに絡め取られるのではなく、逆にテクノロジーをわれわれの『よき生』のために使用する方途を探るといって、現行の情報倫理以上の倫理的課題が示されている」(同上、iii-iv頁。)
- 25) 河島茂生/竹ノ内禎「情報倫理の目指すもの」、竹ノ内禎/河島茂生[編]『情報倫理の挑戦——「生きる意味」へのアプローチ』学文社、2015年、3頁。
- 26) 同上。
- 27) 情報教育学研究会(IEC)情報倫理教育研究グループ(編)『インターネットの光と影 Ver.6』、108頁。その一例として挙げられているのが、「返信メールで元の文章の引用が長すぎると読みづらくなるので、引用は最小限にとどめるべきである」といった、Eメールの利用に関わるマナーである(同上。)
- 28) 土屋俊「コンピュータ・エシックス? インターネット・エシックス?」、9頁。
- 29) 同上、10頁。
- 30) 初年次教育としての情報倫理に関する講義にて扱うべき内容は、当然のことながらネチケットに関連する事柄に限定されるわけではない。ただし、限られた時間で全てを網羅することは不可能であり、優先的に扱うべき内容の取捨選択が必要となる。なお、著作権や知的財産権については、本学附属図書館や本学産学・地域連携推進機構の担当者による講義が行われるため、筆者が担当する講義では扱わない。
- 31) 加藤尚武『現代倫理学入門』講談社学術文庫、1997年、167頁。
- 32) Mill, John Stuart. *Utilitarianism, Liberty, and Representative Government*, J. M. Dent & Sons, 1910, p.73. [関嘉彦(編)『世

- 界の名著 49 ベンサム J. S. ミル』中公パックス、1979年、224-225頁。]
- 33) ミルは「法的刑罰＝物理的力」、「世論＝道徳的強制」という区別を前提として、次のような認識を表明している。「世論の力によって、また法の力さえ用いて、社会の権力を個人に対して不当に広げようとする傾向が増大しつつある。そして、世界で起こっているもろもろの変化のすべては、社会の力を強め個人の力を弱めようとする傾向にある」(Ibid., pp.76-77. [同上、230頁。])。このように、ミルは「社会の権力」の中身を二つに分けて論じているが、議論の強調点は「社会」と「個人」の区別にあった。
- 34) Ibid., p.73. [同上、225頁。]
- 35) Ibid. [同上。]
- 36) 加藤尚武『応用倫理学のすすめ』、74頁。
- 37) Mill, John Stuart. *Utilitarianism, Liberty, and Representative Government*, pp.67-68. [関嘉彦(編)『世界の名著 49 ベンサム J. S. ミル』、218頁。]
- 38) Ibid., p.68. [同上、219頁。]
- 39) Ibid., p.124. [同上、291頁。]
- 40) この構想には主に三つの前提が存在するのではないかと、加藤尚武は指摘している。すなわち、教育が普及すれば様々な選択を大衆の自由に委ねても文化は低俗化しないということ、文化と人々の徳性の向上が人間の目的であるということ、自由な選択は文化の向上をもたらすということである(加藤尚武『現代倫理学入門』、167頁。)
- 41) 少数者とその権利を守ろうとするミルの主張を推し進めることによって実現する社会では、優れた少数者が、もしくはそのような人々だけが、意思決定の方向性を決める主要な役割を担うことになるかもしれない。少数者だけが真に自由であり保護されるべきであるという前提の採用は権威主義的な結末となり得るが、近代社会の進展が実際にはそうならなかったのは、ミルが危害原則をその論理的帰結まで推し進めなかった、あるいは、そうすることができなかったということである(Smith, G. W. “Social Liberty and Free Agency: Some Ambiguities in Mill’s Conception of Freedom,” Gray, John & G. W. Smith (eds). *J. S. Mill On Liberty in Focus*, Routledge, 1991, p.256. [泉谷周三郎／大久保正健(訳)『ミル「自由論」再読』木鐸社、2000年、181頁。])。
- 42) 個人情報保護法の条文の引用に当たっては、「電子政府の総合窓口 (e-Gov)」を参照した。
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=415AC0000000057 (2019年8月7日閲覧)
- 43) 土屋俊「コンピュータ・エシックス? インターネット・エシックス?」、32頁。
- 44) 同上。
- 45) 水谷雅彦『情報の倫理学』、56頁。「たとえば、私に関するある種の情報を、妻には完全に伝え、友人にはその概略だけを伝え、赤の他人には全く教えないというようなことは、私を中心とした親密さのグラデーションを描く同心円が存
- 在していることを示しているかにみえる。しかし、私はある情報を友人には伝えるが妻には伝えないということもありうるし、旅先での行きずりの他人だからこそ打ち明ける秘密もあるかもしれない。さらに、私に関して誰もが知りうる公開された情報であっても、場所によってはそれを話題にしたり、私に関するなんらかの決定をする際の基準として使用しないことを望むということもあるだろう」(同上、56-57頁。)
- 46) 同上、57頁。
- 47) Warren, Samuel D. & Louis D. Brandeis. “The Right to Privacy,” *Harvard Law Review*, 4(5), 1890, p.193.
- 48) Gavison, Ruth. “Privacy and the Limits of Law,” *The Yale Law Journal*, 89(3), 1980, p.424.
- 49) Prosser, William L. “Privacy,” *California Law Review*, 48(3), 1960, p.389. プロッサーの論考全体の趣旨を考慮に入れてのことと思われるが、水谷は四つの論点を意識して次のように表現している。「私的領域への侵入」、「私的情報の不本意な公開」、「誤った私的情報の流布」、「私的情報の不正な営利利用」(水谷雅彦『情報の倫理学』、54頁。)
- 50) Prosser, William L. “Privacy,” p.407.
- 51) 水谷雅彦『情報の倫理学』、54頁。
- 52) Westin, Alan. *Privacy and Freedom*, Atheneum, 1967, p.7.
- 53) 水谷雅彦『情報の倫理学』、59-60頁。
- 54) 同上、61頁。
- 55) 公道をはじめとする公の場にいる人々を撮影することや、酔ってふらつきながら道を歩いている人を記者が撮影して公開することなどは、プライバシーの侵害にならないのかといった事例が、プロッサーの論考では挙げられている(Prosser, William L. “Privacy,” p.394.)。これらの問題は、現代社会における SNS (Social Networking Service) の利用や報道の在り方との関連で、受講者にも関心が深い事柄であると思われるため、プロッサーの提起した論点を説明する際に言及している。また、各種の組織が有していて適切な管理を必要とする情報は個人情報に限られないということも、講義ではあわせて説明する。
- 56) 情報教育学研究会 (IEC) 情報倫理教育研究グループ(編)『インターネットの光と影 Ver.6』、187頁。
- 57) 同上、189頁。
- 58) 同上、190頁。
- 59) 同上。
- 60) この主張の前提として掲げられている「インターネットの匿名性、無痕跡性」という論点も、さらなる検討を要するだろう。「匿名性」や「無痕跡性」をどのように定義するのかということ次第で、その意味するものも変わり得る。この点に関連して、以下のような指摘もある。「しばしばインターネットの特性として『匿名性』ということがいわれる。しかし実際には、インターネットは、正確な通信記録(ログ)を自動的にとることができるシステムであり、データを中継するあらゆるコンピュータの管理者は原理的にはその内容をすべて見るということからすれば、郵便などと比較

- しても、はるかに匿名性の低い通信方法である」(水谷雅彦『情報の倫理学』、129頁。。「これまで匿名性は、特定の領域を除けば、電子ネットワークの健全さを確立するために回避すべきもののように扱われてきたが、近年、その位置づけが変わりつつある。日常世界で、自衛策としての匿名性が見直されつつあるからである」(越智貢「まえがき」、越智貢(編)『情報倫理学入門』ナカニシヤ出版、2004年、iii頁。))
- 61) 久保木孝明『情報社会と情報倫理』、45頁。
- 62) 同上、45-46頁。
- 63) 後藤弘志「携帯電話に関する倫理的問題」、越智貢(編)『情報倫理学入門』ナカニシヤ出版、2004年、152頁。「倫理」と「道徳」は同じなのか異なるのかという点については、論者によって見解が様々である。「道徳の技術化」を論じるに際しては、以下の定義が採用されている。「道徳性とは、判断以前に、善いことはする、そしてなによりも悪いことはしない、しかもその都度の判断を経る前に単純にそうする、ないししないという振る舞いの中に表現されるもの」である(同上、144頁)。
- 64) 「道徳の技術化」に対しては、次のような指摘がなされている。「管理する側では、社会構成員の道徳性に期待する必要がない、そして行為主体の側では、行為に際して道徳的判断を省略できる」が、これは「道徳本来の姿とは対極にある」(同上、153頁。。「道徳の技術化」を図ることによって、問題は暫定的に解決されるかもしれない。しかし、それが「モラルなりマナーについて考え、習得するための教育・訓練の場を奪う、という結果を引き起こす」とすれば、「もっと新しい技術が、新しい道徳的問題を生じさせたとき、われわれは、われわれ自身の道徳的能力を使ってそれに対処することができなくなってしまうのではないだろうか」(同上、155頁。))
- 65) 静谷啓樹『情報倫理ケーススタディ』、94頁。
- 66) 土屋俊「情報技術者の職能倫理——『情報処理学会倫理綱領』を中心に」、越智貢/土屋俊/水谷雅彦(編)『情報倫理学——電子ネットワーク社会のエチカ』ナカニシヤ出版、2000年、113頁。
- 67) 危害原則にも、同様の問題が見られる。先述のように、少数の優れた人々の自由を擁護することにより、そうした人々を手本として社会の進歩が達成されるはずであると、ミルは考えた。しかし、その理想をどのように実現し得るのかということ、ミルは明確に示すことができなかった。その結果、危害原則を基本とする社会では、自律的個人が採用することを望む生活や成熟の諸形態は、むしろ締め出されることになる(Gray, John & G. W. Smith. "Introduction," Gray, John & G. W. Smith (eds). *J. S. Mill On Liberty in Focus*, Routledge, 1991, p.18. [泉谷周三郎/大久保正健(訳)『ミル「自由論」再読』木鐸社、2000年、24頁。])。つまり、「他人や社会に危害を及ぼさなければ何をしてもよい」というように、人々が「自己決定」の名の下に好き勝手に行動することの口実として、この原則は機能してしまうということである。
- 68) 静谷啓樹『情報倫理ケーススタディ』、95頁。
- 69) 越智貢「『情報モラル』の教育——倫理的視点から」、越智貢/土屋俊/水谷雅彦(編)『情報倫理学——電子ネットワーク社会のエチカ』ナカニシヤ出版、2000年、197頁。
- 70) 土屋俊「情報技術者の職能倫理」、140-141頁。あるいは、次のような事例もあり得るだろう。「ある組織の(日常モラルの意味での)モラルにもとる行為を非難するために、メール爆弾などの(情報倫理においては許されない)方法が使用された場合、その使用はモラルの観点からどのように評価されるのか」(越智貢「『情報モラル』の教育」、201頁。))
- 71) 土屋俊「情報技術者の職能倫理」、141頁。
- 72) 竹ノ内禎「情報倫理学への模索と展望」、竹ノ内禎/河島茂生[編]『情報倫理の挑戦——「生きる意味」へのアプローチ』学文社、2015年、196頁。
- 73) ここにおいて、情報倫理学をはじめとする応用倫理学の営みの中に古典の研究が含まれることの意義を強調する立場も存在する。「古典的な倫理学説をそのまま複雑な現代の情報社会にあてはめようとしても、当然ながらうまく適合しない場面が多々出てくるだろう。他方、古典倫理学を一切否定した先には先述の価値相対主義という名の普遍的倫理不在論に陥ってしまいかねない」ゆえ、それに代わるものとして提唱されるのは、「現代の複雑な社会的状況を十分含意しつつ、伝統的な倫理学のなかから時代的制約により、古くて使えなくなった部分をふるいにかけて、現代にも通用する考え方を見直し、『現代のかつ普遍的な善悪の基準』を模索していくという道である」(同上、198-199頁。))
- 74) 鬼頭秀一「環境倫理における『地域』の問題を巡って——多元性と普遍性の狭間の中で」、『東北哲学会年報』第16号、2000年、61頁。「コンピュータ倫理学」の基礎を築いたジェームス・H・ムーアも、普遍主義的な立場から議論を展開している一人であると言えよう。ムーアは相対主義を批判して、コンピュータ倫理学のグローバルな展開の重要性を強調する。そうした展開の出発点となり得るのは、共同体間や文化間の所与の差異にもかかわらず、生命や幸福など、ほぼ全ての人々に共通する、一連の「本質的価値(core values)」が存在することであるという(Moor, James H. "Reason, Relativity, and Responsibility in Computer Ethics," *Computers and Society*, 28(1), 1998, p.19.)。
- 75) 高橋久一郎「情報の倫理性と倫理の工学化」、水谷雅彦/越智貢/土屋俊(編)『情報倫理の構築』新世社、2003年、69頁。さらに言えば、「最終的な解答」さえ存在し得ないかもしれない。もちろん、意思決定の場面では何らかの解答を出さなければならない。しかし、その解答以外の、より望ましいと思われる解答が見つかった時には、それを新たに選ぶ可能性に対しても開かれているべきではないだろうか。そのためには、「ある特定の『解』が今選ばれたのは、取り敢えずある特定の価値と視点に重きを置いたからであって、それ以外の可能性を否定し、捨てたわけではない、ということ、常に、強く、認識すること」が必要である(村上陽一郎『安

- 全学』青土社、1998年、235頁。)
- 76) 高橋久一郎「情報の倫理性と倫理の工学化」、69頁。
- 77) 問題解決に向けて考慮すべき「素材」として提示されるものは、解の多元性を否定しない。同時に、この「素材」を問題解決の手がかりとして、複数の場面に適用することも可能であり得る。このような倫理学の在り方は、それぞれの意思決定の場面の多元性を重視することから出発し、環境倫理学を意思決定の「参照枠 (frame of reference)」として位置づける鬼頭の構想に重なるものであろう。意思決定の在り方の多様性を承認することと、それぞれの場面での意思決定において共通に考慮されるべき事柄について地域を越えて共有することは、両立可能である。地域を越えて適用され得る「素材」が、鬼頭の言う「参照枠」である。参照枠は解を一義的に示すことはないが、この参照枠自体は普遍性を指向する(鬼頭秀一「環境倫理における『地域』の問題を巡って」、69頁。)。参照枠としての倫理学の普遍性は、その適用可能性についてのそのつどの検討作業を通じて獲得され得るもの、高橋の表現では、暫定的な「確からしさ」にとどまるものであろう。
- 78) 高橋久一郎「情報の倫理性と倫理の工学化」、69-70頁。
- 79) 同上、70頁。
- 80) 同上。
- 81) 前出の情報倫理教育の教材では、この概念は「情報を活用するための基礎的な知識や技能」と簡潔に定義されている(情報教育学研究会(IEC)情報倫理教育研究グループ(編)『インターネットの光と影 Ver.6』、10頁。)。なお、筆者が担当する講義にて情報リテラシーを論じるに当たっては、以下の文献の第10章に示されているインフルエンザの予防接種の事例を扱っている。廣野喜幸『サイエンティフィック・リテラシー——科学技術リスクを考える』丸善、2013年。
- 82) こうして自らの諸前提を批判的に問うことによって自明性が揺れ動くことを、村上陽一郎は「認識のダイナミズム」もしくは「機能的寛容 (functional tolerance)」と表現する。それが発揮される条件とは、自身が一つの選択肢に依拠していることの自覚と、そうした自覚に基づいて、他の選択肢の可能性を認め、その可能性を自ら検討できることである(村上陽一郎『文明の死／文化の再生』岩波書店、2006年、15頁。)

情報倫理学の視点から見た初年次教育の諸課題 —海洋政策文化学科における「情報リテラシー」の講義を事例として—

萩原優騎

(東京海洋大学学術研究院海洋政策文化学部門)

要旨： 情報倫理学は、現代社会における科学技術がもたらした諸問題に主に焦点を合わせる「応用倫理学」の一領域であると見なされている。多くの大学において、初年次教育の一環として、いわゆる「情報倫理」が教えられているが、それはどこまで実効的であり得るだろうか。従来の情報倫理教育の自明性を問い直すことを通じて、初年次教育の在り方を情報倫理学の視点から検討することが、本稿の課題である。例えば、情報倫理教育において、個人情報やプライバシーの大切さを教えることは正しいかもしれない。しかし、より実効的であり得るのは、なぜそれらが大切なのかということを手を自ら批判的に問う機会を受講者に提供することである。そのためには、個人情報やプライバシーに関わる諸理論の根底にある「個人」という概念を考察しなければならない。このことは、研究活動において従来の自明性を批判的に問い直すという作業が重要であることを、受講者が体験的に学ぶ契機にもなり得る。

キーワード： 情報倫理学、ネチケット、危害原則、個人情報、プライバシー、普遍性